

令和 7 年度溶出試験等分析委託仕様書

1 委託内容

溶出試験等分析委託は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「センター」という。）が採取した検体（廃棄物又は土壌）について、指定する分析項目の分析を行うものとする。

2 検体引渡し方法

採取した検体は、その都度、センターの管理棟において宅配便等により送付するものとする。

なお、検体引渡しに係る費用は請負者負担とする。

3 分析依頼方法

分析の依頼は、検体ごとの分析項目を示した別紙 1～3 の溶出試験等分析依頼書により行うこととし、分析方法は、表 1～3 の溶出試験等の検定方法によるものとする。

4 分析結果の報告

センターが分析を依頼した日から 8 営業日*以内（ダイオキシン類は 18 営業日以内）に分析結果の速報値を FAX 又はメールで報告するものとする。

また、分析を依頼した日から 10 営業日以内（ダイオキシン類は 20 営業日以内）に、分析報告書又は計量証明書を作成し、速やかに電子データをメール添付にて送付の上、書類 1 部を提出するものとする。

なお、依頼における分析委託単価は、分析単価表の単価を適用するものとする。

*営業日とは、土曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始（12月30日～1月4日）を除く日とする。

5 残余検体の保存

分析の終了に際し、残余した検体については、分析報告書又は計量証明書の発行日から 1 か月間保存するものとする。また、保存期間終了後は、請負者の責任において適切に処分するものとする。

6 協議

その他不明な点は発注者と協議すること。

廃棄物の溶出試験等分析依頼書

第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 愛知臨海環境整備センター
管理部管理課

廃棄物の検体を送付しますので、下記の○印がある分析項目を分析してください。

分析項目	No.	No.	No.
	月 日 時 分採取	月 日 時 分採取	月 日 時 分採取
溶 出 試 験	検液作成(金属及び農薬)		
	アルキル水銀化合物		
	水銀又はその化合物		
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	有機燐化合物		
	砒素又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	シアン化合物		
	PCB		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	セレン又はその化合物		
	検液作成(揮発性有機化合物)		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	四塩化炭素		
	ジクロロメタン		
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,2-トリクロロエタン			
1,3-ジクロロプロペン			
ベンゼン			
1,4-ジオキサン			
含 有 量 試 験	総水銀		
	ダイオキシン類		
検 査 項 目 の 他	pH		
	含水率		
	熱しゃく減量		
	総発熱量		

土壌の溶出試験等(土壌汚染対策法)分析依頼書

第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 愛知臨海環境整備センター
管理部管理課

土壌の検体を送付しますので、下記の○印がある分析項目を分析してください。

分析項目	No.	No.	No.
	月 日 時 分採取	月 日 時 分採取	月 日 時 分採取
溶出試験	検液作成(金属及び農薬)		
	アルキル水銀化合物		
	水銀及びその化合物		
	カドミウム及びその化合物		
	鉛及びその化合物		
	有機りん化合物		
	砒素及びその化合物		
	六価クロム化合物		
	シアン化合物		
	PCB		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	セレン及びその化合物		
	ほう素及びその化合物		
	ふっ素及びその化合物		
	検液作成(揮発性有機化合物)		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	四塩化炭素		
	ジクロロメタン		
	1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン			
1,2-ジクロロエチレン			
1,1,2-トリクロロエタン			
1,3-ジクロロプロペン			
ベンゼン			
クロロエチレン			
含有量試験	水銀及びその化合物		
	カドミウム及びその化合物		
	鉛及びその化合物		
	砒素及びその化合物		
	六価クロム化合物		
	シアン化合物		
	セレン及びその化合物		
	ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物			

土壌の溶出試験等(海洋汚染防止法)分析依頼書

第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人 愛知臨海環境整備センター
管理部管理課

土壌の検体を送付しますので、下記の○印がある分析項目を分析してください。

分析項目	No.	No.	No.
	月 日 時 分採取	月 日 時 分採取	月 日 時 分採取
溶出試験	検液作成(金属及び農薬)		
	アルキル水銀化合物		
	水銀又はその化合物		
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	有機りん化合物		
	砒素又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	シアン化合物		
	PCB		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	セレン又はその化合物		
	ふつ化物		
	ほう素及びその化合物		
	銅又はその化合物		
	亜鉛又はその化合物		
	ベリリウム又はその化合物		
	クロム又はその化合物		
	ニッケル又はその化合物		
	バナジウム又はその化合物		
	ダイオキシン類		
	検液作成(揮発性有機化合物)		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
四塩化炭素			
ジクロロメタン			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,2-トリクロロエタン			
1,3-ジクロロプロペン			
ベンゼン			
1,4-ジオキサン			
含有量試験	有機塩素化合物		

表 1 廃棄物の溶出試験等の検定方法

分析項目		試験方法
廃棄物の 溶出試験の 分析項目	検液作成(金属及び農薬)	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)による。 また、検液の作成は同告示第 1 の表中の試料液ロ又はハによることとする。ただし、揮発性有機化合物に係るものは、第 2 の別表第 2(3)ハ(ロ)又は(ハ)による。
	アルキル水銀化合物	
	水銀又はその化合物	
	カドミウム又はその化合物	
	鉛又はその化合物	
	有機りん化合物	
	砒素又はその化合物	
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	PCB	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	セレン又はその化合物	
	検液作成(揮発性有機化合物)	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	四塩化炭素	
	ジクロロメタン	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,2-トリクロロエタン		
1,3-ジクロロプロペン		
ベンゼン		
1,4-ジオキサン		
含有量試験 の分析項目	総水銀	底質調査方法(平成 24 年 8 月 8 日環水大水第 120725002 号)に準拠した方法による。
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成 16 年 12 月 27 日環境省告示第 80 号)による。
その他の検査 項目	pH	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の第一の検液について日本産業規格 K 0102.12.1 による。
	含水率	厚生省通知(昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号)別紙 2 の II による。
	熱しゃく減量	厚生省通知(昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号)別紙 2 の II による。
	総発熱量	日本産業規格 M 8814 による。

表2 土壌の溶出試験等（土壌汚染対策法）の検定方法

分析項目		試験方法
土壌の 溶出試験 の分析項目	検液作成(金属及び農薬)	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号)による。
	アルキル水銀化合物	
	水銀及びその化合物	
	カドミウム及びその化合物	
	鉛及びその化合物	
	有機りん化合物	
	砒素及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	PCB	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	セレン及びその化合物	
	ほう素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	検液作成(揮発性有機化合物)	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	四塩化炭素	
	ジクロロメタン	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロペン	
ベンゼン		
クロロエチレン		
土壌の 含有量試験 の分析項目	水銀及びその化合物	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)による。
	カドミウム及びその化合物	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	セレン及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	ほう素及びその化合物	

表3 土壌の溶出試験等（海洋汚染防止法）の検定方法

分析項目	試験方法		
土壌の 溶出試験 の分析項目	検液作成(金属及び農薬)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)による。	
	アルキル水銀化合物		
	水銀又はその化合物		
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	有機りん化合物		
	砒素又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	シアン化合物		
	PCB		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	セレン又はその化合物		
	ふつ化物		
	銅又はその化合物		
	亜鉛又はその化合物		
	ベリリウム又はその化合物		
	クロム又はその化合物		
	ニッケル又はその化合物		
	バナジウム又はその化合物		
	ダイオキシン類		
	検液作成(揮発性有機化合物)		トリクロロエチレン
	テトラクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	四塩化炭素		
	ジクロロメタン		
	1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,2-トリクロロエタン			
1,3-ジクロロプロペン			
ベンゼン			
1,4-ジオキサン			
含有量試験	有機塩素化合物		